

# これでいいのか!? 全世代型社会保障改革

## 第13回 全世代型社会保障改革、岸田政権下での最初の「報告書」取りまとめ

事務局長 工藤 浩司

昨年12月16日、政府の全世代型社会保障構築会議は報告書を取りまとめた。その内容は、本紙既報のとおり、昨年6月の構築会議による「中間整理」とそれを踏まえた「骨太の方針」の域を大きく超えるものではなく、「こども・子育て・若者世代への支援拡充」と、そのトレードオフの関係としての「高齢者世代を中心とした社会保障給付の適正化」を提起しているものである。医療・介護を中心とした社会保障給付の適正化については、この報告書を踏まえ、昨年末に社会保障審議会の各部会がそれぞれ論点整理をとりまとめている（医療保険制度改革は医療保険部会が、医療提供体制改革は医療部会が、介護保険制度改革は介護保険部会が、それぞれ取りまとめ）。

### 報告書で提起された4つの項目

報告書で具体化されている項目は、次の4点①こども・子育て支援の充実、②働き方に中立的な社会保障制度等の構築、③医療・介護制度改革、④「地域共生社会」の実現一に区分されている。

②の「働き方に中立的な社会保障」は、具体的には「勤労者皆保険」の理念のもと短時間労働者やフリーランスなどの被用者保険への適用拡大を提起しており、これは①の給付を受ける世代と対象が重なるものである。また、政府は、こども・子育て支援の財源に社会保険料からの更なる拠出金を充てることも検討していると報道されているが、被用者保険の適用拡大はこの財源確保にもつながるものであり、①と②は一体のものとして具体化をもくろんでいると思われる。なお、①のこども・子育て施策については、財源も含め具体的な施策の提起は未だ行われておらず、総理のいう「異次元の」改革がどのレベルに到達するかは不透明な状況である。

③の医療・介護制度改革については、①を実現するための「適正化」「給付削減」の側面が濃厚である。介護保険の利用者負担増の多くは、我々を含む多くの関係団体の反対運動もあり先送りさせることができたが、後期高齢者の保険料引上げ等を内容とする医療保険各法の改正法案は本通常国会に上程が予定されている。今後の課題として、患者・利用者の負担と給付の「不断の」見直しや、地域医療構想の更なる取組み・地域包括ケアの実現に向けた提供体制の「効率化」などが挙げられており、この間の公的医療・介護給付を「安上りなもの」とする施策の継続も見逃すわけにはいかない。そして、この文脈の中で「かかりつけ医機能の制度整備」を強く打ち出しており、「医療提供体制改革」の射程は入院から在宅・外来へと広がっていることに、開業医としても留意する必要がある。

④の「地域共生社会」については、引き続き「互助」の理念を強調しており、「地域全体で社会全体で、そして人と人が助け合う」という理念を掲げている。このような言説は、国・自治体の公的社会保障責任を後退させる理由付けとしても機能し得るものであることは、忘れてはならない。「高齢者は社会保障の支え手にもなり得る」という提起は、「だから高齢者への社会保障給付を削減してもよい」とはならないのである。

### 提起された改革項目の「時間軸」に沿った整理

以下、全世代型改革の報告書について、各審議会での議論を加筆しながら上記4項目に沿って論点整理を行う。なお、今回の報告書では、各論点について「時間軸」の視点からも整理しており、課題ごとに政府がもくろむ実施時期が明記されている。本稿でもこの「時間軸」に沿って、3つのフェーズごとに箇条書きにまとめてみた。紙幅の関係で改革の全体像を俯瞰する程度の内容にとどまっているが、医療・介護を中心とした個別の論点については、昨年12月号時点で一定の整理を試みているものの、その詳細については次号以降でも適宜お伝えしていくこととする。(以下のうち、医療・介護関連は太字にしている)

#### (1) 足元の課題、速やかに検討・実施すべき事項

- ① こども・子育て支援 (足元の課題)
  - 全ての妊産婦・子育て世帯支援
    - ・ 妊娠時から寄り添う「伴走型相談支援」と経済的支援の充実(0~2歳児の支援拡充)
    - ・ 出産育児一時金の引上げ(42万円→50万円)と出産費用の見える化(後期高齢者医療制度が費用の一部を支援する仕組みの導入を含む)
- ② 働き方に中立的な社会保障制度等の構築 (速やかに検討・実施)
  - 労働市場や雇用の在り方の見直し
    - ・ 非正規雇用労働者を取り巻く課題の解決(「同一労働同一賃金」の履行確保と効果検証・必要な見直し、有期雇用労働者の「無期転換ルール」の実効性確保、キャリアアップ支援、「多様な正社員」の拡充、取組状況の開示等の企業の取組の促進策)

- 員」の拡充、取組状況の開示等の企業の取組の促進策)
- ・ 労働移動の円滑化(リスクリング、キャリアサポート、職業・職場情報の見える化などの継続的な推進及び「労働移動円滑化に向けた指針」の策定、取組状況の開示等の企業の取組の促進策)
- ③ 医療・介護制度改革 (足元の課題)
  - ア 医療保険制度
    - ・ 後期高齢者医療制度の保険料負担の在り方の見直し(後期高齢者の保険料負担と現役世代の支援金について、一人当たりの伸び率が均衡するよう見直し。高齢者の保険料負担については低所得層に配慮しつつ、賦課限度額、所得割率を引上げ)
    - ・ 被用者保険者間の格差是正(健保組合への更なる支援を行いつつ、前期高齢者の財政調整に部分的に「報酬水準に応じた調整」を導入)
  - イ 医療提供体制
    - ・ かかりつけ医機能が発揮される制度整備
  - ウ 医療法人改革の推進、医療介護間での情報連携

#### (2) 2023年に早急に検討・具体化を進めるべき項目

- ① こども・子育て支援 (2023年、早急に具体化)
  - ア 全ての妊産婦・子育て世帯支援
    - ・ 全ての希望者が、産前・産後ケアや一時預かりなどを利用できる環境の整備
    - ・ 不妊治療等に関する支援
  - イ 仕事と子育ての両立支援
    - ・ 育児休業後において切れ目なく保育を利用でき、また、円滑に職場復帰できるよう、予め保育の枠を確保できる入所予約システムの構築
    - ・ 子育て期の長時間労働の是正、柔軟な働き方の促進
    - ・ 育児休業取得の一層の促進と時短勤務を選択する際の給付の創設
    - ・ 非正規雇用労働者の処遇改善、雇用のセーフティネットや育児休業給付の対象外となっている短時間労働者への更なる支援
    - ・ 自営業者やフリーランス・ギグワーカー等の育児休業給付の対象外である方々への育児期間中の給付の創設
  - ウ こども・子育て支援の充実を支える安定的な財源について、企業を含め社会全体で連帯し、公平な立場で、広く負担し、支える仕組みの検討
  - エ 児童手当の拡充など幅広い年齢層の子育て世帯に対する経済的支援の充実について恒久的な財源とあわせて検討
- ② 医療・介護制度改革 (2023年早急に検討)
  - ア 更なる医療制度改革 (かかりつけ医機能の制度整備の実施に向けた具体化、地域医療構想の実現に向けた更なる取組、診療報酬・薬価改定に向けた検討)
  - イ 介護
    - 次の計画期間に向けた改革
      - ・ 介護現場の生産性向上と働く環境の改善
      - ・ 「骨太の方針2022」等で指摘された課題について本年度の「骨太の方針」に向けて検討
  - ウ 医療・介護分野等におけるDXの推進
    - ・ 医療・介護分野の関連データの積極的な利活用の推進
    - ・ 医療DXの実装化
- ③ 「地域共生社会」の実現 (2023年度、実施・推進)
  - ア 一人ひとりに寄り添う支援とつながりの創出
    - ・ 重層的支援体制の整備
    - ・ ソーシャルワーカー等の確保・育成
    - ・ 多様な主体による地域づくりの推進
    - ・ 孤独・孤立対策の推進
    - ・ 地域共生社会の実現に向けた社会保障教育の推進
  - イ 「住まい支援システム」の構築に向けたモデル事業の実施を踏まえた実践面での課題の抽出、全国的な普及に向けた具体的な手法の周知・啓発
  - ウ 住まいに課題を抱える者の属性や量的な把握についての推計及びその精緻化
  - エ 生活困窮者自立支援制度、住宅セーフティネット制度などにおける住まい支援を強化

#### (3) 2025年度までに取り組むべき項目

- ① 働き方に中立的な社会保障制度等の構築 (次期年金制度改革(2025年法案提出)に向けて検討)
  - 勤労者皆保険の実現に向けた取組
    - ・ 短時間労働者への被用者保険の適用拡大(企業規模要件の撤廃など)
    - ・ 常時5人以上を使用する個人事業所の非適用業種の解消
    - ・ 週所定労働時間20時間未満の労働者、常時5人未満を使用する個人事業所への被用者保険の適用拡大
    - ・ フリーランス・ギグワーカーの社会保険の適用の在り方の整理
- ② 医療・介護制度改革 (2025年度までに取り組む)
  - ・ 医療保険及び介護保険における負担能力に応じた負担と給付の内容の不断の見直し
  - ・ 本格的な人口減少期に向けた地域医療構想の見直し、実効性の確保
  - ・ 地域包括ケアの実現に向けた提供体制の整備と効率化・連携強化